



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

▽神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 [行財政局区役所課] 5192

## 告示

▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の認定（有野向山里づくり協議会） [経済観光局農政計画課] 5203

▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の変更の認定（前開上里づくり協議会ほか） [経済観光局農政計画課] 5203

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（県道 平野舞子停車場線） [建設局道路管理課] 5203

▽令和3年臨時市会の招集 [行財政局財務課] 5204

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所] 5204

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所] 5206

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局東部建設事務所] 5209

▽港湾施設の規模の変更（ポートアイランド（第2期）－12メートルK岸壁背後ふ頭用地その1） [港湾局経営課] 5211

▽住居表示実施による町の区域及びその名称の変更案（中央区新港町） [行財政局住民課] 5212

▽指定管理者の指定（神戸市立本庄児童館ほか） [こども家庭局こども青少年課] 5215

▽神戸港内公有水面埋立工事に係る竣工の認可 [港湾局経営課] 5215

▽生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定 [都市局都市計画課] 5216

▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画生産緑地地区） [都市局都市計画課] 5217

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 本山村合併328号線） [建設局道路管理課] 5217

## 公告

▽有料公園（布引公園）供用時間の変更 [建設局公園部管理課] 5218

▽神戸フィッシャリーナ施設運営等事業の優先交渉権者の決定 [経済観光局農水産課] 5218

▽開発行為に関する工事の完了（西区伊川谷町） [都市局指導課] 5220

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ドラッグコスモス井吹台店） [経済観光局経済政策課] 5221

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ショッピングプラザ エスパ星陵台） [経済観光局経済政策課] 5222

▽都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧（神戸国際港都建設計画生産緑地地区） [都市局都市計画課] 5224

## 交通局

▽神戸市交通局公示令達規程の一部を改正する規程 [交通局経営企画課] 5226

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（名谷駅前バス詰所移転に伴う下水道新設工事） [交通局経営企画課] 5229

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（名谷駅前詰所移転工事） [交通局経営企画課] 5231

## 教育委員会

▽神戸市立青少年科学館の館内整理日 [教育委員会事務局総務課] 5233

## 選挙管理委員会

▽令和3年10月31日執行の神戸市長選挙に係る選挙の効力に関する令和3年12月6日付異議の申出に対する決定 [選挙管理委員会事務局] 5234

▽令和3年10月31日執行の神戸市長選挙に係る当選の効力に関する令和3年12月6日付異議の申出に対する決定 [選挙管理委員会事務局] 5235

- ▽令和3年10月31日執行の神戸市長選挙に係る選挙の効力に関する令和3年11月15日付異議の申出に対する決定  
[選挙管理委員会事務局] 5236
- ▽令和3年10月31日執行の神戸市長選挙に係る当選の効力に関する令和3年11月15日付異議の申出に対する決定  
[選挙管理委員会事務局] 5241

条 例

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第21号

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市区の設置等に関する条例(平成31年3月条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>(区の事務所の位置、名称及び所管区域等)</p> <p>第3条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区名</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> <th style="width: 45%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西区</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">神戸市西区糶台5丁目4番地 <u>の1</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区名	名称	位置	所管区域	[略]	[略]	[略]	[略]	西区	[略]	神戸市西区糶台5丁目4番地 <u>の1</u>	[略]	<p>(区の事務所の位置、名称及び所管区域等)</p> <p>第3条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区名</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> <th style="width: 45%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西区</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">神戸市西区玉津町小山字川端 <u>180番地の3</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区名	名称	位置	所管区域	[略]	[略]	[略]	[略]	西区	[略]	神戸市西区玉津町小山字川端 <u>180番地の3</u>	[略]
区名	名称	位置	所管区域																						
[略]	[略]	[略]	[略]																						
西区	[略]	神戸市西区糶台5丁目4番地 <u>の1</u>	[略]																						
区名	名称	位置	所管区域																						
[略]	[略]	[略]	[略]																						
西区	[略]	神戸市西区玉津町小山字川端 <u>180番地の3</u>	[略]																						

2、3 [略]

(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)

第4条 須磨区役所及び西区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
須磨区役所北須磨支所	[略]	[略]
西区役所玉津支所	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3	曙町、天が岡、枝吉1-5丁目、王塚台1-7丁目、小山1-3丁目、玉津町居住、玉津町今津、玉津町上池、玉津町高津橋、玉津町小山、玉津町新方、玉津町田中、玉津町出合、玉津町西河原、玉津町二ツ屋、玉津町丸塚、玉津町水谷、玉津町森友、玉津町吉田、中野1-2丁目、長畑町、二ツ屋1-2丁目、丸塚1-2丁目、水谷1-3丁目、宮下1-3丁目、持子1-

2、3 [略]

(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)

第4条 須磨区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
須磨区役所北須磨支所	[略]	[略]

		3丁目、森友1-5丁目
--	--	-------------

備考 [略]

第5条 北区役所、北神区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
西区役所伊川谷出張所	[略]	[略]

--	--	--

備考 [略]

第5条 北区役所、北神区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
西区役所伊川谷出張所	[略]	[略]
西区役所西神中央出張所	神戸市西区糶台5丁目6番地の1	井吹台北町1-5丁目、井吹台西町1-8丁目、井吹台東町1-7丁目、学園西町1-8丁目、学園東町1-9丁目、樫野台1-6丁目、春日台1-9丁目、狩場台1-5丁目、糶台1-6丁目、高塚台1-7丁目、竹の台1-6丁目、櫛谷町池谷、櫛谷町菅野、櫛谷町谷口、櫛谷町寺谷、櫛谷町栃木、櫛谷町友清、櫛谷町長谷、

					櫛谷町福谷、櫛谷町松本、平野町印路、平野町大野、平野町大畑、平野町堅田、平野町黒田、平野町慶明、平野町繁田、平野町芝崎、平野町下村、平野町常本、平野町中津、平野町西戸田、平野町福中、平野町宮前、平野町向井、美賀多台1-9丁目、室谷1-2丁目
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(福祉事務所条例の一部改正)

第2条 神戸市福祉事務所条例(昭和26年10月条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1(第1条関係)	別表第1(第1条関係)

名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市西福 社事務所	神戸市西区糀 台5丁目4番	[略]	神戸市西福 社事務所	神戸市西区玉 津町小山字川	[略]
	地の1			端180番地の3	

(公会堂条例の一部改正)

第3条 神戸市立公会堂条例(昭和34年3月条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市立御影公会堂条例</u> (設置) 第1条 市民の集会等の利用に供するため、 <u>神戸市立御影公会堂</u> (以下「公会堂」という。)を設置する。	<u>神戸市立公会堂条例</u> (設置) 第1条 市民の集会等の利用に供するため、 <u>神戸市立公会堂</u> (以下「公会堂」という。)を <u>次のとおり</u> 設置する。

名称	位置	備考
神戸市立御影公会堂	神戸市東灘区御影石町4丁目4番1号	
神戸市立	神戸市西区玉津町	区役所

西公会堂	小山字川端180番 地の3	と併設
------	------------------	-----

(位置)

第2条 公会堂の位置は、次のとおりとする。

神戸市東灘区御影石町4丁目4番1号

(施設)

第3条 公会堂に次に掲げる施設を置く。

(1) ホール

(2) 集会室

(3) 和室

(4) 駐車場

(5) ロビーその他の便益施設

(使用の許可)

第4条 施設（前条第4号及び第5号の施設を除く。次条において同じ。）又はその附属設備若しくは備品（以下「施設等」という。）を使用しよ

(施設)

第2条 公会堂に次に掲げる施設を置く。

(1) 大集会場（神戸市立西公会堂に限る。）

(2) ホール（神戸市立御影公会堂に限る。）

(3) 集会室（神戸市立御影公会堂に限る。）

(4) 和室（神戸市立御影公会堂に限る。）

(5) 駐車場（神戸市立御影公会堂に限る。）

(6) ロビーその他の便益施設（神戸市立御影公会堂に限る。）

(使用の許可)

第3条 施設（前条第5号及び第6号の施設を除く。次条において同じ。）又はその附属設備若しくは備品（以下「施設等」という。）を使用しよ



うとする者は、規則で定めるところにより、東灘区長（以下「区長」という。）の許可を受けなければならない。

2 [略]

第5条 [略]

（許可の基準）

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可をしないことができる。

(1)、(2) [略]

（許可の取消し等）

第7条 区長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2～4 [略]

第8条、第9条 [略]

うとする者は、規則で定めるところにより、当該公会堂の所在地の区長（以下「区長」という。）の許可を受けなければならない。

2 [略]

第4条 [略]

（許可の基準）

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可をしないことができる。

(1)、(2) [略]

（許可の取消し等）

第6条 区長は、第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2～4 [略]

第7条、第8条 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第10条 第4条第1項の許可を受けた者は、別表又は次項及び第3項に定める額の使用料を納付しなければならない。

2～4 [略]

第11条～第16条 [略]

(指定管理者の指定等)

第17条 [略]

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条から第6条まで、第7条第1項及び第2項、第8条、第12条、第13条第1項並びに第15条の規定の適用については、第4条中「東灘区長(以下「区長」という。)」とあり、並びに第5条、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第12条、第13条第1項並びに第15条中「区長」とあるのは、「第17条第1項に規定する指定管理者」とする。

第18条 [略]

別表(第10条関係)

施設	使用料(単位 円)			
	午前 (午前	午後 (午後	夜間 (午後	終日 (午前

(使用料の額及び納付方法)

第9条 第3条第1項の許可を受けた者は、別表又は第2項及び第3項に定める額の使用料を納付しなければならない。

2～4 [略]

第10条～第15条 [略]

(指定管理者の指定等)

第16条 [略]

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第3条から第5条まで、第6条第1項及び第2項、第7条、第10条、第11条、第12条第1項並びに第14条の規定の適用については、第3条中「当該公会堂の所在地の区長(以下「区長」という。)」とあり、並びに第4条、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条、第10条、第11条、第12条第1項並びに第14条中「区長」とあるのは、「第16条第1項に規定する指定管理者」とする。

第17条 [略]

別表(第9条関係)

公会堂	施設	使用料(単位 円)			
		午前 (午	午後 (午	夜間 (午後	終日 (午前

	9時から正午まで)	1時から午後4時30分まで)	5時から午後9時まで)	9時から午後9時まで)
ホール	5,400	8,200	10,900	21,800
101集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
201集会室	800	1,100	1,400	2,900
202集会室	800	1,100	1,400	2,900
301集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
302集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
303集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
和室	1,600	2,200	2,800	5,800

		前9時から正午まで)	後1時から午後4時30分まで)	5時から午後9時まで)	9時から午後9時まで)
神戸市立御影公会堂	ホール	5,400	8,200	10,900	21,800
	101集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
	201集会室	800	1,100	1,400	2,900
	202集会室	800	1,100	1,400	2,900
	301集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
	302集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
	303集会室	1,000	1,400	1,800	3,600
	和室	1,600	2,200	2,800	5,800

	神戸大集	2,100	3,200	4,200	8,400
	市立会場				
	西公				
	会堂				

(保健所及び保健センター条例の一部改正)

第4条 保健所及び神戸市保健センター条例(平成10年3月条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市西保健センター	神戸市西区糶台5丁目 4番地の1	神戸市西保健センター	神戸市西区玉津町小山 字川端180番地の3

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(こどもを虐待から守る条例の一部改正)

- 2 神戸市こどもを虐待から守る条例(平成31年3月条例第26号)の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）に基づく神戸市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）、区役所（神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条例第31号）に規定する区の事務所をいう。以下同じ。）、同条例に基づく支所（<u>須磨区役所北須磨支所に限る。</u>）及び神戸市福祉事務所条例（昭和26年10月条例第68号）に基づく福祉事務所をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）に基づく神戸市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）、区役所（神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条例第31号）に規定する区の事務所をいう。以下同じ。）、同条例に基づく支所<u>並びに</u>神戸市福祉事務所条例（昭和26年10月条例第68号）に基づく福祉事務所をいう。</p>

告 示
-----

**神戸市告示第584号**

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第1項の規定に基づく里づくり計画の認定を行ったので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

神戸市長 久元喜造

- 認定する里づくり計画  
有野向山里づくり計画

**神戸市告示第585号**

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月10日

神戸市長 久元喜造

- 変更認定する里づくり計画  
前開上里づくり計画  
平野印路里づくり計画  
新・上大沢里づくり計画

**神戸市告示第604号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年12月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年12月29日まで一般の縦覧に供する。

令和3年12月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	平野舞子停車場線	神戸市西区平野町宮前字上松 149番1地先から	新	3104.00	最大 31.90 最小 8.20

	神戸市西区榎谷町菅野字東下 42番1地先まで	旧	3400.10	最大 最小	9.40 2.00
--	---------------------------	---	---------	----------	--------------

**神戸市告示第605号**

令和3年12月22日神戸市役所内に臨時市会を招集し、次に掲げる事件を付議する。

令和3年12月15日

神戸市長 久元喜造

付議すべき事件

予算第31号議案 令和3年度神戸市一般会計補正予算

**神戸市告示第606号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
  - (1) 西部保管所・西代保管所
    - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。
    - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
  - (2) 須磨保管所・名谷保管所
    - ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで  
（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）
    - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相

当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

## 別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番西 代保管所	高速長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 36台	令和3年11 月4日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 37台	令和3年11 月9日	
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 26台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅 周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台	令和3年11 月10日	
長田区西代通 1丁目1番西 代保管所	板宿駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和3年11 月11日	
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和3年11 月16日	
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 17台		
須磨区西落合 6丁目1番名 谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台	令和3年11 月17日	
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番西 代保管所	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 12台	令和3年11 月18日	
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 1台	令和3年11 月24日	
	長田・須磨区管内 長期放置	自転車 30台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番西	板宿・西代駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和3年11 月25日	



代保管所	長田・須磨区管内	自転車	5台	
	長期放置	原動機付自転車	1台	

**神戸市告示第607号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 81台 原動機付自転車 1台	令和3年11月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号
	春日野道駅周辺自転車	自転車 1台		

等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		建設局中部 建設事務所 電話511-0515
三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 81台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月4日	
春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 65台 原動機付自転車 1台	令和3年11 月9日	
元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 38台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月11日	
元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 1台		
春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 37台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月15日	
春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 46台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月16日	
元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 58台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月19日	
元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月24日	
春日野道駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		

	三宮駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 50台 原動機付自転車 0台	令和3年11月26日
	元町駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	中央区・兵庫区長期放置	自転車 120台 原動機付自転車 4台	令和3年11月30日
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和3年11月2日
	新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和3年11月12日
	神戸駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	
	兵庫駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和3年11月17日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺	自転車 25台	

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	令和3年11月25日
	兵庫駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
	新開地駅周辺	自転車	17台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	湊川駅周辺	自転車	3台	
		自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台
	駐輪場内	自転車	7台	
		原動機付自転車	0台	

### 神戸市告示第608号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
魚崎浜保管所及び稗原保管所  
ア 月曜日から金曜日まで午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月1日	東灘区御影塚 町2丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所 電話854-2191
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 2台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月4日	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月9日	
	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月10日	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台		
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和3年11 月17日	
	灘駅周辺	自転車 3台		

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	16台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	令和3年11 月18日
	甲南山手駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	7台	
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	灘区管内	自転車	27台	令和3年11 月24日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	2台	
	阪神御影駅周辺	自転車	5台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	令和3年11 月25日
	東灘区管内	自転車	9台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	深江駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

### 神戸市告示第609号

次の港湾施設について、令和4年1月1日から、その規模を改める。

令和3年12月28日

神戸市長 久元喜造

規模を改める港湾施設  
ふ頭用地

名 称	位 置	規 模	
		現行	変更後
ポートアイランド（第2期）-12メー トルK岸壁背後ふ頭用地その1	神戸市中央区港島8丁目	22,049㎡	23,790㎡

**神戸市告示第610号**

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、町の区域を新設するに当たり、同法第5条の2第1項の規定により、その案を次のとおり告示する。

別図1及び別図2は神戸市行財政局住民課及び中央区総務部まちづくり課に備え置く。

令和3年12月28日

神戸市長 久元喜造

**1 新設案の内容**

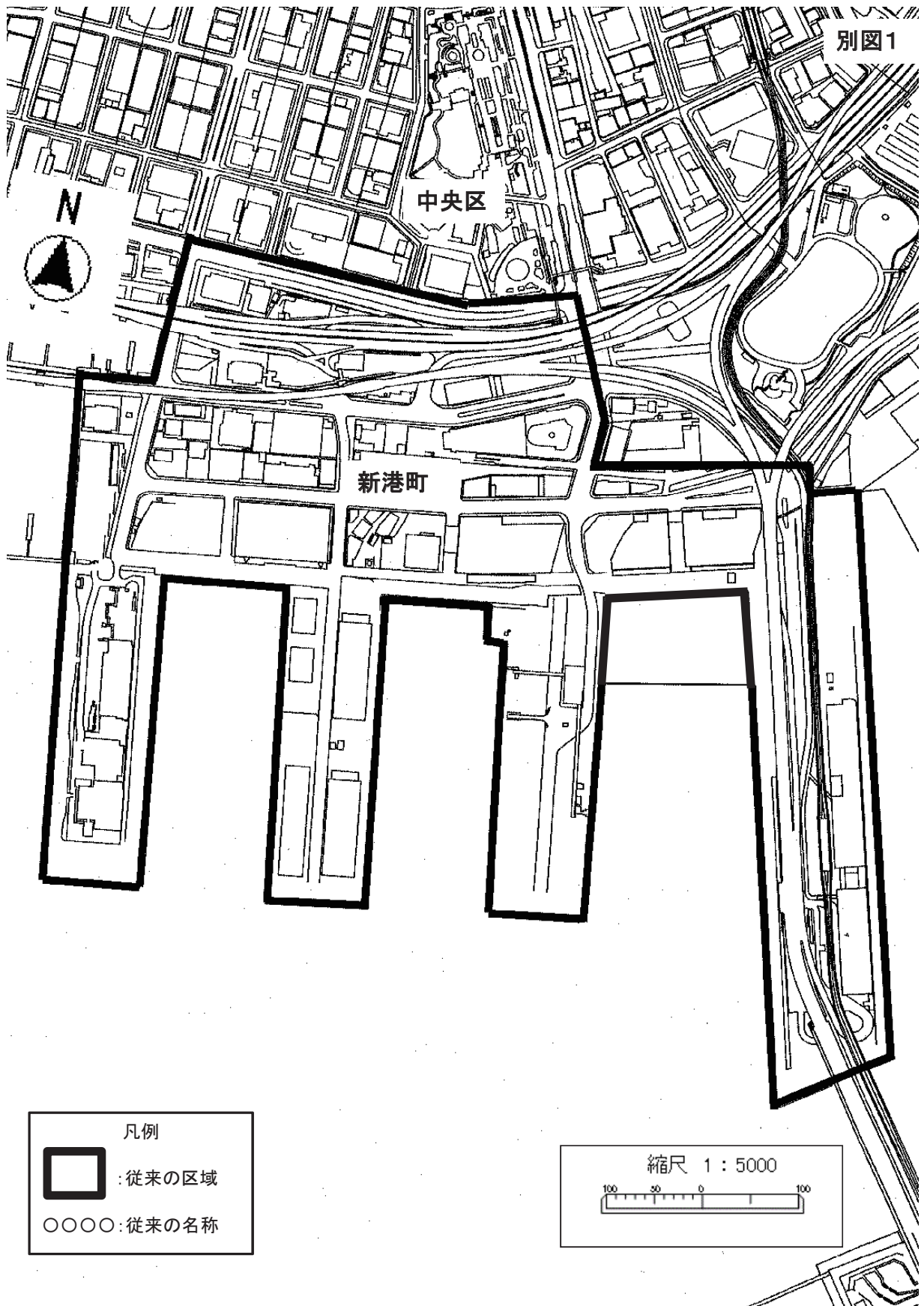
別図1に示す区域を、当該区域に隣接する町の区域を新設することにより、別図2に示す区域とする。

**2 新設に係る町の区域及びその名称**

新設に係る町の名称	その名称
中央区新港町地先の公有水面埋立地	新港町

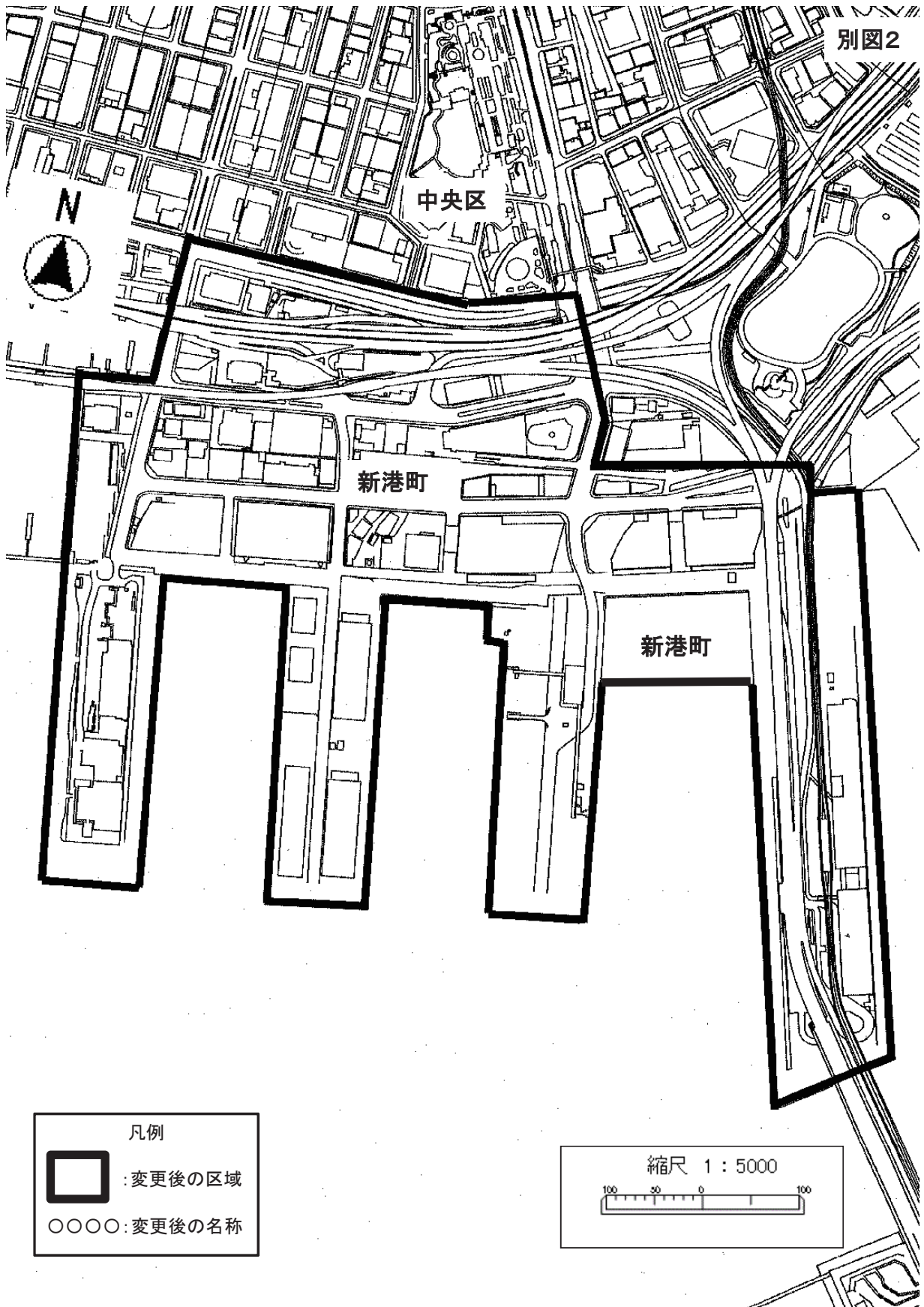


別図1





別図2



**神戸市告示第611号**

指定管理者の指定の件（神戸市立本庄児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和3年12月28日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立本庄児童館	神戸市東灘区本庄町2丁目5番1号 NPO法人本庄ゆかいな仲間たち 理事 前田 昌良	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで
神戸市立生田川児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎	
神戸市立八雲児童館		
神戸市立清風児童館		
神戸市立神戸諏訪山児童館		
神戸市立湊川児童館		
神戸市立中道児童館		
神戸市立御崎児童館		
神戸市立平野児童館	神戸市兵庫区馬場町7番14号 社会福祉法人共生会 理事長 小原 隆弘	
神戸市立兵庫児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎	

**神戸市告示第612号**

令和3年11月1日付けで申請のあった神戸港内公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣工については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおり認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年12月28日

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

## 1 竣工認可の年月日

令和3年12月6日

## 2 竣工認可を受けた者の名称、住所及びその代表者の氏名

## (1) 竣工認可を受けた者の名称

神戸市

(2) 竣功認可を受けた者の住所  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(3) 竣功認可を受けた者の代表者の氏名  
神戸市長 久元 喜造

3 埋立区域の位置, 区域及び面積

(1) 埋立区域の位置

神戸市中央区新港町110番地及び111番地に接する無番地に存する岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面

(2) 埋立区域の区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ平成30年秋分の満潮位 (K.P. +1.65メートル) における公有水面と既設の岸壁及び護岸との境界線により囲まれた区域

①の地点 基点 (街区多角点10A31、北緯34度41分01.6495秒、東経135度11分44.2141秒) から100度46分04秒

506.03メートルの地点

②の地点 基点から100度52分01秒

504.21メートルの地点

③の地点 基点から100度45分52秒

503.78メートルの地点

④の地点 基点から111度54分17秒

363.80メートルの地点

⑤の地点 基点から112度01分50秒

364.40メートルの地点

⑥の地点 基点から112度26分04秒

361.03メートルの地点

(3) 埋立区域の面積

16,178.06平方メートル

4 埋立の免許の年月日及び番号

(1) 埋立ての免許の年月日

令和元年9月30日

(2) 埋立ての免許の番号

神港み経許1第562号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

神戸市

---

神戸市告示第613号

生産緑地法 (昭和49年法律第68号) 第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和3年12月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

**神戸市告示第614号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和3年12月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

## 1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画生産緑地地区

## 2 都市計画の名称

須磨51生産緑地地区

垂水 41 生産緑地地区

垂水 46 生産緑地地区

山田 30 生産緑地地区

山田 55 生産緑地地区

山田 60 生産緑地地区

有野 163 生産緑地地区

有野 164 生産緑地地区

伊川谷86生産緑地地区

伊川谷 102 生産緑地地区

玉津 10 生産緑地地区

玉津 26 生産緑地地区

玉津 30 生産緑地地区

玉津 31 生産緑地地区

玉津 149 生産緑地地区

**神戸市告示第615号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年12月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	本山村合併 328号線	神戸市東灘区西岡本1丁目 113番1地先から	新	51.00	最大 6.10 最小 5.40

	神戸市東灘区西岡本1丁目 114番1地先まで	旧	51.00	最大 6.10 最小 5.40
--	---------------------------	---	-------	--------------------

## 公 告

### 神戸市公告第980号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項の規定により、布引公園のハーブ園山頂駅周辺の区域について、次の通り変更する。

令和3年12月15日

神戸市長 久元 喜造

令和3年12月23日（木）から26日（日）の閉園時間を午後8時30分に変更する。

令和4年1月1日（土・祝）の開園時間を午前6時に変更する。

### 神戸市公告第981号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条1項の規定に基づき、神戸フィッシャリーナ施設運営等事業（以下「本事業」という。）の優先交渉権者を決定したので、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和3年12月16日

神戸市長 久元 喜造

神戸フィッシャリーナ施設運営等事業の優先交渉権者の決定について

#### 1 事業概要

##### (1) 事業名称

神戸フィッシャリーナ施設運営等事業

##### (2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び所在地

①名 称：神戸フィッシャリーナ

②所在地：神戸市垂水区海岸通12番地の一部及び地先

③面 積：9,293㎡

##### (3) 公共施設等の管理者等

神戸市長 久元 喜造

##### (4) 事業内容

本市が定める神戸フィッシャリーナ施設運営等事業事業者募集要項等（以下「募集要項等」という。）により選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、神戸フィッシャリーナ施設運営等事業契約（以下「事業契約」という。）を締結し、以下の事業を実施する。

##### ① 義務的事業

事業者は、以下の事業を行わなければならない。

施設改修等業務（施設撤去業務含む）、施設維持管理業務、施設運営業務

② 任意事業

事業者は、義務的事業のほかに、本事業の実施に事業者が有効と考える附帯事業を本市の承認を得たうえで行うことができる。

(5) 事業方式

本事業は現行事業者が保有する施設（管理事務所を除く。）を本事業の事業者に譲渡したうえで施設の改修・維持管理及び運営を行うRO（Rehabilitate Operate）方式とする。

(6) 事業期間

令和4年4月1日～令和24年3月31日

(7) 費用負担等の取り扱い

事業者は、本事業に要する資金を自ら調達し、本施設の改修・維持管理及び運営に関する費用を賄うとともに、本市に対して水面占用料及び管理事務所使用料を支払うものとする。

本市は、事業者に対し、本施設の改修・維持管理及び運営に関する費用を、施設管理料として神戸フィッシャリーナ条例に定める使用料収入の範囲内で支払うものとする。

本市及び事業者は、事業開始の2年後、その後5年ごとに施設管理料の改定について協議することができることとする。

2 優先交渉権者決定の経緯及び審査方法等

(1) 優先交渉権者決定の経緯

優先交渉権者決定の主な経緯は下記のとおりである。

日 程	内 容
令和3年7月16日	実施方針の公表
令和3年9月3日	特定事業の選定
令和3年9月10日	募集要項等の公表
令和3年9月22日	説明会及び現地見学会
令和3年9月24日～10月6日	応募者申込書等の提出
令和3年9月24日～10月6日	質問受付
令和3年10月20日	回答
令和3年11月15日～19日	応募提案書類の提出
令和3年12月9日	選考委員会開催
令和3年12月16日	優先交渉権者の決定及び公表

(2) 優先交渉権者選定の方法

① 選定方法及び審査方式

募集にあたっては、民間事業者のノウハウを活かした事業提案を広く求める公募型プロポーザル方式により実施した。

優先交渉権者の選定は、応募事業者の応募資格要件の充足を確認したうえで、応募事業者からの提案内容等を審査し、プレゼンテーション（質疑応答含む。）を実施した上で、



優先交渉権者を選定した。

② 優先交渉権者の選定の体制

学識経験者等により構成する神戸フィッシャリーナ施設運営等事業者選考委員会を設置した。

《選考委員》

(敬称略)

	氏名	所属・役職
委員長	中西 敬	徳島大学環境防災研究センター 客員教授 近畿大学農学部水産学科 講師
委員	齋木 崇人	神戸芸術工科大学 学長
委員	綴木 公子	さくら萌和有限責任監査法人 代表社員
委員	西口 智美	武庫川女子大学経営学部経営学科 准教授
委員	藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士

(3) 優先交渉権者の決定

選考委員会において優先交渉権者を選定し、本市が決定した。

3 優先交渉権者の提案に基づく本事業の評価

(1) 定量的評価

優先交渉権者が事業実施する場合、本市の財政負担額の総額が約5,500万円削減できると評価した。

(2) 定性的評価

優先交渉権者の提案内容から、下記に示すと通りの定性的評価が認められた。

① 良質なサービスの提供

優先交渉権者の有するノウハウやスキルを活かし、本事業期間当初に大規模改修を行うなど、安定的利用を意識した施設改修と、事業の管理・運営面における安定性・継続性が期待できる。

② 長期・継続的な事業の実現

収支計画は、大規模改修や施設の模様替えに係る施設改修費を適切に見込んだ具体的な事業計画と整合したものであり、安定的な事業運営が期待できる。

③ 効率的な事業実施の実現

本施設と類似施設の管理運営経験で培われた経営能力とネットワークにより、効率的かつ効果的な事業実現が期待できる。

神戸市公告第986号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年12月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区伊川谷町有瀬字横分1186番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
姫路市青山北二丁目33番12号  
株式会社 中筋鉄建  
代表取締役 中筋 富美男
- 3 許可番号  
令和3年6月10日 第8004号

### 神戸市公告第987号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年12月28日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年12月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス井吹台店  
神戸市西区井吹台北町2丁目17番9、17番8 他
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 宇野 正晃

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名



株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 横山 英昭
------------	--------------------	----------------

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 宇野 正晃

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 横山 英昭

3 変更の年月日

令和3年8月24日

4 変更する理由

設置者および小売業者の代表者が変更になったため。

5 届出年月日

令和3年9月24日

6 縦覧期間

令和3年12月28日から令和4年4月27日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

**神戸市公告第988号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持の

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年12月28日から4月以内に神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年12月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ エスパ星陵台

神戸市垂水区星陵台4丁目4番31号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	代表取締役 白石 正

(変更後)

氏名または名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	代表取締役 柳井 隆博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地の1	代表取締役 安黒 嘉宣
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号	代表取締役 山本 善政
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2丁目3番16号	代表取締役 平田 炎
株式会社ナガタ薬局	神戸市須磨区弥栄台1丁目3番3号	代表取締役 中島 康伸

(変更後)

氏名または名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地の1	代表取締役 安黒 千能
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2丁目3番16号	代表取締役 平田 炎
株式会社ナガタ薬局	神戸市須磨区弥栄台1丁目3番3号	代表取締役 中島 康伸

3 変更の年月日及び変更する理由

令和2年3月1日 代表者変更のため

4 届出年月日

令和3年9月30日

5 縦覧期間

令和3年12月28日から令和4年4月27日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第989号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和3年12月28日

神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画の名称
神戸国際港都建設計画生産緑地地区	須磨51生産緑地地区 垂水41生産緑地地区 垂水46生産緑地地区 山田30生産緑地地区 山田55生産緑地地区 山田60生産緑地地区 有野163生産緑地地区 有野164生産緑地地区 伊川谷86生産緑地地区

	伊川谷102生産緑地地区 玉津10生産緑地地区 玉津26生産緑地地区 玉津30生産緑地地区 玉津31生産緑地地区 玉津149生産緑地地区
--	---

---

交 通 局

神戸市交通局公示令達規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月15日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第7号

神戸市交通局公示令達規程の一部を改正する規程

神戸市交通局公示令達規程（昭和28年交規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(文例) 第3条 公示及び令達は、神戸市公示令達規則に定める文例によるほか、別記の文例のとおりとする。</p>	<p>(文例) 第3条 公示及び令達は、神戸市公示令達規則に定める文例による<u>の</u>ほか、別記の文例のとおりとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別記</p> <p>1 神戸市交通管理規程文例 (1) 制定（又は全部改正）の場合</p> <p>何々規程をここに公布する。 年 月 日</p> <p>神戸市交通管理規程第 号 神戸市交通事業管理者名</p> <p>(2) 一部改正の場合</p> <p>何々規程の一部を改正する規程をここに公布する。 年 月 日</p> <p>神戸市交通管理規程第 号 神戸市交通事業管理者名</p> <p>(3) 廃止の場合</p> <p>何々規程を廃止する規程をここに公布する。 年 月 日</p> <p>神戸市交通管理規程第 号 神戸市交通事業管理者名</p> <p>2 [略]</p>	<p>別記</p> <p>1 神戸市交通管理規程文例 (1) 制定（又は全部改正）の場合</p> <p>神戸市交通管理規程第 号 何々規程を次のように定める。 年 月 日</p> <p>神戸市交通事業管理者名</p> <p>(2) 一部改正の場合</p> <p>神戸市交通管理規程第 号 何々規程の一部を改正する規程を次のように定める。 年 月 日</p> <p>神戸市交通事業管理者名</p> <p>(3) 廃止の場合</p> <p>神戸市交通管理規程第 号 何々規程（ 年 月 日神戸市交通管理規程第 号）は、廃止する。 年 月 日</p> <p>神戸市交通事業管理者名</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年12月15日から施行する。

## 神戸市交通公告第59号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年12月15日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

## 1 入札に付する事項

工事名	名谷駅前バス詰所移転に伴う下水道新設工事
工事場所	神戸市須磨区中落合2丁目地先
完成期限	令和4年5月31日
工事概要	路線延長：57m（管きょ延長：56.1m） 本管（φ200）、取付管（φ150）、1号マンホールの新設
前払金	全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
等級	土木CまたはD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入</p>



札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年12月15日（水）～12月21日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年12月22日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年12月23日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年12月24日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。  
 (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。  
 (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。  
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

### (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市交通公告第60号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年12月15日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

### 1 入札に付する事項

工事名	名谷駅前詰所移転工事
工事場所	神戸市須磨区中落合2-3-1
完成期限	令和4年4月28日
工事概要	鉄骨造平屋建詰所の新築工事、これに伴う建築場所のフェンス等撤去工事、舗装等外構工事、電気設備工事、機械設備工事
前払金	全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般B、C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）であ

	<p>る場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年12月15日(水)～12月21日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年12月22日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年12月23日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札

説明書等によります。
------------

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年12月24日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

教 育 委 員 会
-----------

## 神戸市教育委員会教育長告示第4号

神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）第13条の規定により神戸市立青少年科学館の管理に関する業務について指定管理者の指定を受けたSFG神戸が、神戸市立青少年科学館条例施行規則（昭和59年3月教育委員会規則第4号）第2条第1項第3号の規定に基づき館内整理日を定めたので、次のとおり告示する。

令和3年12月16日

神戸市教育委員会  
教育長 長 田 淳

館内整理日

令和4年4月11日(月)、12日(火)、9月5日(月)、6日(火)  
12月5日(月)、6日(火)

## 選挙管理委員会

### 神戸市選告示第20号

令和3年12月6日付で 神戸市兵庫区駅南通5丁目2番11-1407号 中川 暢三から提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により告示する。

令和3年12月9日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

### 決 定 書

神戸市兵庫区駅南通5丁目2番11-1407号  
異議申出人 中川 暢三(66歳)

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から、令和3年12月6日付で提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙(以下「本件選挙」という。)に係る選挙の効力に関する異議の申出について、神戸市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件の異議の申出を却下する。

### 異議の申出の要旨

申出人は、令和3年12月6日付で提起された本件選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出において、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件選挙においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第136条の2(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)、第170条(選挙公報の配布)、第225条(選挙の自由妨害罪)、第226条(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第251条(当選人の選挙犯罪による当選無効)及び第251条の4(公務員等の選挙犯罪による当選無効)に違反する行為があったため、本件選挙は、無効である。

### 決定の理由

法第202条第1項の規定により、本件選挙の選挙の効力に関し不服がある場合の異議の申出は、本件選挙の日から14日以内に行うことができる。

また、異議の申出を行うことができる期間の計算については、民法の一般原則に従い、本件選挙の日の翌日を第1日として起算し、その期間の末日が条例で定められた地方公共団体の休日当たるときは、法第270条の3ただし書及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条の2第4項本文の規定により、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなすものとされている。

この結果、本件選挙の選挙期日は、令和3年10月31日であり、法第202条第1項に規定する



期間の末日に当たる令和3年11月14日が、神戸市の休日を定める条例（平成3年神戸市条例第28号）第2条第1項第1号に定める日曜日であることから、本件選挙に係る選挙の効力に関する異議申出書は、その翌日の令和3年11月15日までに当委員会に到着する必要があった。

しかしながら、申出人の異議申出書は、令和3年12月6日に当委員会に提出されたため、本件異議の申出は、法第202条第1項に規定する選挙の効力に関する異議の申出を行うことができる期間の経過後に行われた不適法なものである。

以上のことから、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により主文のとおり決定する。

令和3年12月8日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

### 神戸市選告示第21号

令和3年12月6日付で 神戸市兵庫区駅南通5丁目2番11-1407号 中川 暢三から提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙に係る当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和3年12月9日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

### 決 定 書

神戸市兵庫区駅南通5丁目2番11-1407号

異議申出人 中川 暢三（66歳）

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和3年12月6日付で提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する異議の申出について、神戸市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件の異議の申出を却下する。

### 異議の申出の要旨

申出人は、令和3年12月6日付で提起された本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出において、当選人久元喜造（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件当選人は、本件選挙に際し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第136条の2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）に違反する行為を行ったため、法第251条の規定により本件当選人の当選は、無効である。

### 決定の理由

法第206条第1項の規定により、本件選挙の当選の効力に関し不服がある場合の異議の申出は、法第101条の3第2項の規定による当委員会が当選人の住所及び氏名を告示した日から14

日以内に行うことができる。

また、異議の申出を行うことができる期間の計算については、民法の一般原則に従い、当委員会が当選人の住所及び氏名を告示した日の翌日を第1日として起算し、その期間の末日が条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、法第270条の3ただし書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第4項本文の規定により、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなすものとされている。

本件選挙において、法第101条の3第2項の規定による当委員会が当選人の住所及び氏名を告示した日は、令和3年11月1日であるから、本件選挙の当選の効力に関し不服がある場合の異議申出書は、令和3年11月15日までに当委員会に到着する必要があった。

しかしながら、申出人の異議申出書は、令和3年12月6日に当委員会に提出されたため、本件異議の申出は、法第206条第1項に規定する当選の効力に関する異議の申出を行うことができる期間の経過後に行われた不適法なものである。

以上のことから、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により主文のとおり決定する。

令和3年12月8日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

#### 神戸市選告示第22号

令和3年11月15日付で 神戸市垂水区小東山本町2丁目10番7号 小林 香織から提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和3年12月15日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

#### 決 定 書

神戸市垂水区小東山本町2丁目10番7号

異議申出人 小林 香織（53歳）

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和3年11月15日付で提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（令和3年11月30日付申出理由の追加を含む。）について、神戸市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

#### 主 文

本件の異議の申出を棄却する。

#### 異議の申出の要旨

申出人は、令和3年11月15日付で提起された本件選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出において、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

## 1 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について

当選人久元喜造（以下「本件当選人」という。）は、本件選挙に際し、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第136条の2に違反する行為に関わったため、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

## 2 選挙公報の未達について

本件選挙の選挙公報の配布について、次のことがいえ、これらのことが選挙の結果に及ぼす影響は甚大であって、須磨区選挙管理委員会、当委員会及び現職の神戸市長であった本件当選人の対応は、本件選挙における有権者の投票行動を妨害し、民主主義の根幹を揺るがす極めて異常な対応であり、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

(1) 本件選挙の選挙公報が須磨区内の約19,000世帯に配布されていなかった。また、選挙公報の未達は、須磨区における約19,000世帯だけではなく、添付資料のとおりの約20世帯を含め、神戸市内の全区でみられ、未達の範囲はさらに広がるものとする。

(2) 須磨区選挙管理委員会は、80,000部という大量の選挙公報の配布について、他の地域においては、自治会等に委託しているところも多くあるにもかかわらず、あえてポスティングの専門業者でもなく、さらには、入札さえ行わず、令和3年7月執行の兵庫県知事選挙においても未達の複数の苦情が須磨区選挙管理委員会に寄せられていたジャパンレントオール株式会社に漫然と委託した。このこと自体が意図的ないしは重大な過失と評価されると考える。また、80,000部の選挙公報の全戸配布であれば、100万円程度が相場と考えられるところ、500万円もの報酬が支払われていることも異常であり、その異常な作業代金は、配布をしないという違法行為に対する見返りだったのではないかと疑われる。

### 決定の理由

当委員会は、この異議の申出につきその要件を審査し、適法なものと認めたのでこれを受理し、審理した。その結果は次のとおりである。

## 1 選挙無効に係る要件について

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされている。

法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）するものとされている。

また、法第205条第1項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定について「違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）とされている。

決定に当たっては、このような観点から、申出人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断する。

## 2 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について



申出人は、「本件当選人は、本件選挙に際し、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定する法第136条の2に違反する行為に関わったため、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。」と主張している。

「選挙の規定に違反すること」については、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされている。

なお、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされており、当該行為が法の罰則に該当するか否かについては当委員会において判断すべきものではなく、また、仮に法の罰則に該当するものとしても、このような違法は刑事上の責任の原因となるだけであつて、法第205条第1項に規定する選挙の規定違反ではなく、選挙無効の原因となるものではない。

もっとも、このような違法行為でも、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされており、その特段の事態を生じた場合とは、「例えば、官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称する」(昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決)と解されている。こうした観点から申出人の主張を考慮したとしても、本件選挙において選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたような特段の事態が生じたと認めるに足りる事実はなく、選挙の自由公正が失われたということとはできないため、本件選挙が無効とされる場合に当たるとはいえない。

したがって、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止については、「選挙の規定に違反」するものと認めることができず、本件選挙の無効原因とすることはできない。

### 3 選挙公報の未達について

(1) 申出人は、「本件選挙の選挙公報が須磨区内の約19,000世帯に配布されていなかった。また、選挙公報の未達は、須磨区における約19,000世帯だけではなく、添付資料のとおり約20世帯を含め、神戸市内の全区でみられ、未達の範囲はさらに広がるものと考え。」と主張している。

この内容については、別紙「須磨区における令和3年10月31日執行神戸市長選挙等に係る選挙公報の未配布」としており、申出人の主張するとおり、須磨区内の約19,000世帯に選挙公報が配布されていなかった。

本件選挙の選挙公報の配布については、神戸市選挙公報発行条例(昭和38年神戸市条例第33号。以下「本条例」という。)第5条が「選挙公報は、市選挙管理委員会の定めるところにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布するものとする。」と規定する。

本条例は、法第172条の2により法第170条の規定に準じることとされているが、同条で

は「選挙公報は、」「当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、」「配布するものとする。」と規定されており、これは配布しなければならないという意で強行規定と解されている。

したがって、本件選挙においては、選挙公報は選挙人名簿に登録された者の属する全ての世帯に対して、配布されなければならないと解するのが相当である。

この点において、前述のとおり、約19,000世帯に選挙公報の未達があったことは、本条例第5条の規定に違反しており、「選挙の規定に違反」するものと認められる。

次に、この未達が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるか否かについて検討する。

選挙において、選挙人が候補者を選択する基準には多種多様なものがあり、選挙公報もその一つといえるが、「選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいかなる要因によつて行われるかは、各人各様」（昭和39年12月10日最高裁判所判決）であり、仮に選挙公報が未達であった世帯に配布されていた場合に、各候補者の得票状況や投票率への影響が具体的にどのように生じるのかについて、断定することはできない。しかしながら、選挙公報が未達であった世帯の選挙人についてのみ投票率や各候補者の得票率が大きく異なる可能性は認めがたいと解することが相当であり、本件選挙における当日有権者数が1,248,191人、投票者数が671,357人、投票率が53.79%、有効投票数に占める本件当選人の得票数の割合が67.73%、有効投票数に占める次点の候補者の得票数の割合が10.73%であることを考慮すると、申出人が主張する須磨区内の約19,000世帯及び添付資料に記載の15世帯に加え、仮に他の一部の地域又は世帯において、選挙公報の未達があったとしても、本件当選人の得票数439,749票と次点の候補者の得票数69,648票の差である370,101票を覆すような影響があったとは到底考えられない。

- (2) 申出人は、「須磨区選挙管理委員会は、80,000部という大量の選挙公報の配布について、他の地域においては、自治会等に委託しているところも多くあるにもかかわらず、あえてポスティングの専門業者でもなく、さらには、入札さえ行わず、令和3年7月執行の兵庫県知事選挙においても未達の複数の苦情が須磨区選挙管理委員会に寄せられていたジャパンレントオール株式会社に漫然と委託した。このこと自体が意図的ないしは重大な過失と評価されると考える。また、80,000部の選挙公報の全戸配布であれば、100万円程度が相場と考えられるところ、500万円もの報酬が支払われていることも異常である。」と主張している。

上記主張は、選挙公報の配布に係る契約の相手方の選定、契約の方法及び契約の金額について、指摘するものであるが、上述のとおり選挙公報の未達が「選挙の規定に違反」するのであって、選挙公報の配布に係る契約の相手方の選定、契約の方法及び契約の金額はそれ自体としては「選挙の規定に違反」するものではない。

また、申出人は、「その異常な作業代金は、配布をしないという違法行為に対する見返りだったのではないかと疑われる。」と主張しているが、この主張は、何らの根拠もなく、申出人の憶測に過ぎない。

以上のことから、選挙公報の未達については、「選挙の規定に違反」するものと認められるものの、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるとはいえないため、本件選挙の無効原因とすることはできない。

#### 4 まとめ

よって、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により主文のとおり決定する。

令和3年12月15日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

別紙

### 須磨区における令和3年10月31日執行 神戸市長選挙等に係る選挙公報の未配布

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査において、下記のとおり選挙公報が未配布であったことが判明しましたので、報告します。

#### 1 未配布の状況

須磨区内の約19,000世帯

※下記地域の一部または全部

（妙法寺字、清水台、道正台、菅の台、竜が台、友が丘、中落合、東落合、西落合、神の谷、北落合、白川字、南落合、横尾、多井畑字、多井畑東町、多井畑南町、一ノ谷町、千守町、青葉町、大手字、大手町）

#### 2 経緯

選挙公報の配布は、事業者（ジャパンレントオール（株）：本社・神戸市西区）に委託し実施した。選挙期間中及び選挙終了後に区民から未配布との連絡を複数受けたため、調査していた。

11月24日、当該事業者からの報告により、多数の選挙公報が同事業者内に残置されていること、及び本区に虚偽の報告をしていたことが判明した。

当該事業者を確認したところ、配布期間内での配布が困難となり、多数の残部数がありながら配布済との虚偽の報告を行ったとの言及があった。

また、7月18日執行の兵庫県知事選挙において、当業務を初めて同事業者に委託したが、約1万部が事業者内に残置され（現在は廃棄）、本区に虚偽報告していたことも合わせて判明した。

**神戸市選告示第23号**

令和3年11月15日付で 神戸市垂水区小東山本町2丁目10番7号 小林 香織から提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙に係る当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和3年12月15日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

**決 定 書**

神戸市垂水区小東山本町2丁目10番7号  
異議申出人 小林 香織（53歳）

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和3年11月15日付で提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する異議の申出（令和3年11月30日付申出理由の追加を含む。）について、神戸市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

**主 文**

本件の異議の申出を棄却する。

**異議の申出の要旨**

申出人は、令和3年11月15日付で提起された本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出において、当選人久元喜造（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めらるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

**1 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について**

本件当選人は、本件選挙に際し、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第136条の2に違反する行為に関わったため、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

**2 選挙公報の未達について**

本件選挙の選挙公報の配布について、次のことがいえ、これらのことが選挙の結果に及ぼす影響は甚大であって、須磨区選挙管理委員会、当委員会及び現職の神戸市長であった本件当選人の対応は、本件選挙における有権者の投票行動を妨害し、民主主義の根幹を揺るがす極めて異常な対応であり、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。

(1) 本件選挙の選挙公報が須磨区内の約19,000世帯に配布されていなかった。また、選挙公報の未達は、須磨区における約19,000世帯だけではなく、添付資料のとおり約20世帯を含め、神戸市内の全区でみられ、未達の範囲はさらに広がるものと考えられる。

(2) 須磨区選挙管理委員会は、80,000部という大量の選挙公報の配布について、他の地域においては、自治会等に委託しているところも多くあるにもかかわらず、あえてポスティングの専門業者でもなく、さらには、入札さえ行わず、令和3年7月執行の兵庫県知事選挙においても未達の複数の苦情が須磨区選挙管理委員会に寄せられていたジャパンレントオール株式会社に漫然と委託した。このこと自体が意図的ないしは重大な過失と評価されるところ。また、80,000部の選挙公報の全戸配布であれば、100万円程度が相場と考えられるところ、500万円もの報酬が支払われていることも異常であり、その異常な作業代



金は、配布をしないという違法行為に対する見返りだったのではないかと疑われる。

#### 決定の理由

当委員会は、この異議の申出につきその要件を審査し、適法なものと認めたのでこれを受理し、審理した。その結果は次のとおりである。

#### 1 当選の無効に係る主張について

およそ当選の効力に関する争訟においては、選挙そのものは有効に行われたことを前提とし、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容—たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効投票数の算定、当選人となりうる資格の有無の認定—に違法があること」（昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決）を主張して争うものとされている。

このように、当選の効力に関する争訟において、当選無効の原因となり得る事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されるところ、申出人は、本件法規規定違反に関する事由を理由として、本件当選人の当選無効を主張していることから、申出人の主張は採用することができない。

なお、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止については、法第251条において、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することによりその当選を無効とする旨が定められていることから、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

#### 2 選挙の無効について

法第209条は、当選の効力に関する異議の申出があった場合においても、その選挙が法第205条第1項の場合に該当するとき、すなわち、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないと規定していることから、本件選挙が無効となるか否かについても、職権により審理した。

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされている。

法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）するものとされている。

また、法第205条第1項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手続に関する規定について「違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）とされている。

このような観点から、申出人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断する。

### 3 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について

申出人は、「本件当選人は、本件選挙に際し、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定する法第136条の2に違反する行為に関わったため、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害された。」と主張している。

「選挙の規定に違反すること」については、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされている。

なお、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされており、当該行為が法の罰則に該当するか否かについては当委員会において判断すべきものではなく、また、仮に法の罰則に該当するものとしても、このような違法は刑事上の責任の原因となるだけであつて、法第205条第1項に規定する選挙の規定違反ではなく、選挙無効の原因となるものではない。

もっとも、このような違法行為でも、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)とされており、その特段の事態を生じた場合とは、「例えば、官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称する」(昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決)と解されている。こうした観点から申出人の主張を考慮したとしても、本件選挙において選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたような特段の事態が生じたと認めるに足る事実はなく、選挙の自由公正が失われたということとはできないため、本件選挙が無効とされる場合に当たるとはいえない。

したがって、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止については、「選挙の規定に違反」するものと認めることができず、本件選挙の無効原因とすることはできない。

### 4 選挙公報の未達について

(1) 申出人は、「本件選挙の選挙公報が須磨区内の約19,000世帯に配布されていなかった。また、選挙公報の未達は、須磨区における約19,000世帯だけではなく、添付資料のとおり約20世帯を含め、神戸市内の全区でみられ、未達の範囲はさらに広がるものと考え。」と主張している。

この内容については、別紙「須磨区における令和3年10月31日執行神戸市長選挙等に係る選挙公報の未配布」のとおりであり、申出人の主張するとおり、須磨区内の約19,000世帯に選挙公報が配布されていなかった。

本件選挙の選挙公報の配布については、神戸市選挙公報発行条例(昭和38年神戸市条例第33号。以下「本条例」という。)第5条が「選挙公報は、市選挙管理委員会の定めると

ころにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布するものとする。」と規定する。

本条例は、法第172条の2により法第170条の規定に準じることとされているが、同条では「選挙公報は、」「当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、」「配布するものとする。」と規定されており、これは配布しなければならないという意で強行規定と解されている。

したがって、本件選挙においては、選挙公報は選挙人名簿に登録された者の属する全ての世帯に対して、配布されなければならないと解するのが相当である。

この点において、前述のとおり、約19,000世帯に選挙公報の未達があったことは、本条例第5条の規定に違反しており、「選挙の規定に違反」するものと認められる。

次に、この未達が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるか否かについて検討する。

選挙において、選挙人が候補者を選択する基準には多種多様なものがあり、選挙公報もその一つといえるが、「選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいかなる要因によつて行われるかは、各人各様」（昭和39年12月10日最高裁判所判決）であり、仮に選挙公報が未達であった世帯に配布されていた場合に、各候補者の得票状況や投票率への影響が具体的にどのように生じるのかについて、断定することはできない。しかしながら、選挙公報が未達であった世帯の選挙人についてのみ投票率や各候補者の得票率が大きく異なる可能性は認めがたいと解することが相当であり、本件選挙における当日有権者数が1,248,191人、投票者数が671,357人、投票率が53.79%、有効投票数に占める本件当選人の得票数の割合が67.73%、有効投票数に占める次点の候補者の得票数の割合が10.73%であることを考慮すると、申出人が主張する須磨区内の約19,000世帯及び添付資料に記載の15世帯に加え、仮に他の一部の地域又は世帯において、選挙公報の未達があったとしても、本件当選人の得票数439,749票と次点の候補者の得票数69,648票の差である370,101票を覆すような影響があったとは到底考えられない。

- (2) 申出人は、「須磨区選挙管理委員会は、80,000部という大量の選挙公報の配布について、他の地域においては、自治会等に委託しているところも多くあるにもかかわらず、あえてポスティングの専門業者でもなく、さらには、入札さえ行わず、令和3年7月執行の兵庫県知事選挙においても未達の複数の苦情が須磨区選挙管理委員会に寄せられていたジャパンレントオール株式会社に漫然と委託した。このこと自体が意図的ないしは重大な過失と評価されると考える。また、80,000部の選挙公報の全戸配布であれば、100万円程度が相場と考えられるところ、500万円もの報酬が支払われていることも異常である。」と主張している。

上記主張は、選挙公報の配布に係る契約の相手方の選定、契約の方法及び契約の金額について、指摘するものであるが、上述のとおり選挙公報の未達が「選挙の規定に違反」するのであって、選挙公報の配布に係る契約の相手方の選定、契約の方法及び契約の金額はそれ自体としては「選挙の規定に違反」するものではない。

また、申出人は、「その異常な作業代金は、配布をしないという違法行為に対する見返りだったのではないかと疑われる。」と主張しているが、この主張は、何らの根拠もなく、申出人の憶測に過ぎない。



以上のことから、選挙公報の未達については、「選挙の規定に違反」するものと認められるものの、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるとはいえないため、本件選挙の無効原因とすることはできない。

## 5 まとめ

よって、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により主文のとおり決定する。

令和3年12月15日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 向井道尋

別紙

## 須磨区における令和3年10月31日執行 神戸市長選挙等に係る選挙公報の未配布

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査において、下記のとおり選挙公報が未配布であったことが判明しましたので、報告します。

### 1 未配布の状況

須磨区内の約19,000世帯

※下記地域の一部または全部

（妙法寺字、清水台、道正台、菅の台、竜が台、友が丘、中落合、東落合、西落合、神の谷、北落合、白川字、南落合、横尾、多井畑字、多井畑東町、多井畑南町、一ノ谷町、千守町、青葉町、大手字、大手町）

### 2 経緯

選挙公報の配布は、事業者（ジャパンレントオール（株）：本社・神戸市西区）に委託し実施した。選挙期間中及び選挙終了後に区民から未配布との連絡を複数受けたため、調査していた。

11月24日、当該事業者からの報告により、多数の選挙公報が同事業者内に残置されていること、及び本区に虚偽の報告をしていたことが判明した。

当該事業者に確認したところ、配布期間内での配布が困難となり、多数の残部数がありながら配布済との虚偽の報告を行ったとの言及があった。

また、7月18日執行の兵庫県知事選挙において、当業務を初めて同事業者に委託したが、約1万部が事業者内に残置され（現在は廃棄）、本区に虚偽報告していたことも合わせて判明した。